「町名・字名の取扱い」について

現在の豊川市の町・字の区域及び名称は、現行のとおりとする。

現在の小坂井町の町・字の区域については現行のとおりとし、名称については、「大字」及び「字」を削除するとともに、大字名を町名とする。ただし、現在の大字美園については、「美園町」とはせず、「美園」とする。